

新専門医制度に於ける更新基準（皮膚科領域） 新旧対照表

新	旧	備考
<p>更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行う。特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職就任など）の措置については、別途定める（別添資料①参照）</p> <p>勤務実態について、2.5年間の実態を記載すること。非常勤の場合には原則として週12時間以上の勤務とし、次の条件を満たしていること。</p> <p>条件：同時に働く勤務先は2施設以内が望ましい。皮膚科の診療に従事していることが必要で、それらを証明できるもの、たとえばホームページ等に公開されている診療分担表などを添付すること。さらに皮膚科専門医にふさわしい皮膚科診療に従事していることについての日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修基幹施設の研修プログラム統括責任者の証明を要する。年度途中で勤務形態が変更になった場合、常勤は 32時間/週として月ごとの勤務実態を集計し、平均の週あたりの勤務時間数を計算する。その他の特殊な勤務形態（学長、病院長、研究職、産業医や公的機関での医系技官業務など）で皮膚科専門医として常勤として勤務している場合、別途専門医委員会にて審議し、更新にふさわしい勤務実態であるかどうか判定する。専門医委員会にて認められた場合、初回更新時であっても②診療実績の証明を免除し、その単位を ii) 共通講習、iii) 領域別講習、iv) 学術業績・診療以外の活動実績で補うことができる。</p>	<p>更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行う。特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職就任など）の措置については、別途定める（別添資料①参照）</p> <p>勤務実態について、2.5年間の実態を記載すること。非常勤の場合には原則として週12時間以上の勤務とし、次の条件を満たしていること。</p> <p>条件：同時に働く勤務先は2施設以内が望ましい。皮膚科の診療に従事していることが必要で、それらを証明できるもの、たとえばホームページ等に公開されている診療分担表などを添付すること。さらに皮膚科専門医にふさわしい皮膚科診療に従事していることについての日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修基幹施設の研修プログラム統括責任者の証明を要する。年度途中で勤務形態が変更になった場合、常勤は <u>40</u>時間/週として月ごとの勤務実態を集計し、平均の週あたりの勤務時間数を計算する。その他の特殊な勤務形態（学長、病院長、研究職、産業医や公的機関での医系技官業務など）で皮膚科専門医として常勤として勤務している場合、別途専門医委員会にて審議し、更新にふさわしい勤務実態であるかどうか判定する。専門医委員会にて認められた場合、初回更新時であっても②診療実績の証明を免除し、その単位を ii) 共通講習、iii) 領域別講習、iv) 学術業績・診療以外の活動実績で補うことができる。</p>	<p>常勤定義を32時間に変更</p>

新	旧	備考																				
<p>表 1 週間当たりの診療関与時間</p> <p>-----</p> <p>(前略)</p> <p>➤2.5年間の勤務実態</p> <p>-----</p> <p>②診療実績の証明（初回更新時必須） 以下の方法で証明すること。</p> <p>●症例報告の提示 5年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名（印）などを記載した症例報告を10症例分提出する。入院、外来は問わないが、疾患名は偏らないよう配慮すること。皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された35領域のうち複数の領域にわたる必要がある。</p> <p>③更新単位 50 単位（必須） 専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)～iv) の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とする。4項目について5年間で取得すべき単位数を示す。合計 50 単位の取得を求める。</p>	<p>表 1 週間当たりの診療関与時間</p> <p>-----</p> <p>(前略)</p> <p>➤2.5年間の勤務実態</p> <p>-----</p> <p>②診療実績の証明（初回更新時必須） 以下の方法で証明すること。</p> <p>●症例報告の提示 5年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名（印）などを記載した症例報告を10症例分提出する。入院、外来は問わないが、疾患名は偏らないよう配慮すること。皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された35領域のうち複数の領域にわたる必要がある。</p> <p>③更新単位 50 単位（必須） 専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)～iv) の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とする。4項目について5年間で取得すべき単位数を示す。合計 50 単位の取得を求める。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取得単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 診療実績の証明 (上記②に該当)</td> <td>最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)</td> </tr> <tr> <td>ii) 専門医共通講習</td> <td>最小 3 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)</td> </tr> <tr> <td>iii) 皮膚科領域講習</td> <td>最小 20 単位 (取得方法によっては最小 10 単位)</td> </tr> <tr> <td>iv) 学術業績・診療以</td> <td>最大 10 単位 (取得方</td> </tr> </tbody> </table>	項目	取得単位	i) 診療実績の証明 (上記②に該当)	最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)	ii) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)	iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位 (取得方法によっては最小 10 単位)	iv) 学術業績・診療以	最大 10 単位 (取得方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取得単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 診療実績の証明 (上記②に該当)</td> <td>最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)</td> </tr> <tr> <td>ii) 専門医共通講習</td> <td>最小 3 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)</td> </tr> <tr> <td>iii) 皮膚科領域講習</td> <td>最小 20 単位 (取得方法によっては最小 10 単位)</td> </tr> <tr> <td>iv) 学術業績・診療以</td> <td>最大 10 単位 (取得方</td> </tr> </tbody> </table>	項目	取得単位	i) 診療実績の証明 (上記②に該当)	最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)	ii) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)	iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位 (取得方法によっては最小 10 単位)	iv) 学術業績・診療以	最大 10 単位 (取得方	
項目	取得単位																					
i) 診療実績の証明 (上記②に該当)	最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)																					
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)																					
iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位 (取得方法によっては最小 10 単位)																					
iv) 学術業績・診療以	最大 10 単位 (取得方																					
項目	取得単位																					
i) 診療実績の証明 (上記②に該当)	最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)																					
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)																					
iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位 (取得方法によっては最小 10 単位)																					
iv) 学術業績・診療以	最大 10 単位 (取得方																					

新		旧		備考
外の活動実績	法によっては最大 20 単位まで可能)	外の活動実績	法によっては最大 20 単位まで可能)	
<p>i) 診療実績の証明 (最大 10 単位)</p> <p>1. 症例 10 例毎に 5 単位を認める。症例報告は上記「②診療実績の証明, A. 症例報告の呈示」を用いることができ、追加症例も同じ記載方法とする。</p> <p>2. 統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1 年間に 1 単位を付与する。ただし、1 年間に何人指導しても 1 単位とする。</p> <p>上記 1-2 を合計したものを「i) 診療実績の証明」に必要な単位とする。 なお、皮膚科領域専門医委員会では不適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て合否判定を行う。</p> <p>ii) 専門医共通講習 (最小 3 単位、最大 10 単位:ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと)</p> <p>すべての基本領域専門医が共通して受講する項目。機構によって認められた講習会とする (たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などだが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとする)。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定する。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができる。</p> <p>日本皮膚科学会または関連する学会や団体等が開催するものは、原則として皮膚科領域専門医委員会が審査・認定を行</p>		<p>i) 診療実績の証明 (最大 10 単位)</p> <p>1. 症例 10 例毎に 5 単位を認める。症例報告は上記「②診療実績の証明, A. 症例報告の呈示」を用いることができ、追加症例も同じ記載方法とする。</p> <p>2. 統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1 年間に 1 単位を付与する。ただし、1 年間に何人指導しても 1 単位とする。</p> <p>上記 1-2 を合計したものを「i) 診療実績の証明」に必要な単位とする。 なお、皮膚科領域専門医委員会では不適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て合否判定を行う。</p> <p>ii) 専門医共通講習 (最小 3 単位、最大 10 単位:ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと)</p> <p>すべての基本領域専門医が共通して受講する項目。機構によって認められた講習会とする (たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などだが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとする)。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定する。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができる。</p> <p>日本皮膚科学会または関連する学会や団体等が開催するものは、原則として皮膚科領域専門医委員会が審査・認定を行</p>		

新	旧	備 考
<p>iii)皮膚科領域講習(最小 20 単位:取得方法によっては最小 10 単位)</p> <p>原則、1 回の講習は 1 時間以上とし、一人または二人の演者による 1 時間以上の講習受講をもって 1 単位と算定する。講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができる。</p> <p>1. 皮膚科専門医委員会が指定する講演の聴講:</p> <p>1 時間につき 1 単位を認定する。日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。会員カードで出席を確認できない学術集会は受講証明書を発行する。単位認定する講演は下記のいずれかとする。</p> <p>(1)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における教育講演、講習会、特別講演、シンポジウム、ワークショップ、<u>指導医講習会</u>。</p> <p>(2)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)におけるその他の形式の講演は個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したものは単位認定する。</p> <p>(3)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における共催セミナーは皮膚科専門医委員会が個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したものは単位認定する。</p> <p>(4)上記(1)(2)の講習会を録画し、e-learning 教材として使用できる。受講証明(上映会参加等、別途考慮)したものに対して単位認定することができる。</p> <p>(5)日本皮膚科学会の総会、支部学術大会、地方会で開催する一般演題。なお、一般演題の聴講は半日(2 時間以上)につき 1 単位として認める。</p> <p>(6)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における実習型の講習会は半日(1 時間以上)につき 1 単位</p>	<p>iii)皮膚科領域講習(最小 20 単位:取得方法によっては最小 10 単位)</p> <p>原則、1 回の講習は 1 時間以上とし、一人または二人の演者による 1 時間以上の講習受講をもって 1 単位と算定する。講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができる。</p> <p>1. 皮膚科専門医委員会が指定する講演の聴講:</p> <p>1 時間につき 1 単位を認定する。日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。会員カードで出席を確認できない学術集会は受講証明書を発行する。単位認定する講演は下記のいずれかとする。</p> <p>(1)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における教育講演、講習会、特別講演、シンポジウム、ワークショップ。</p> <p>(2)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)におけるその他の形式の講演は個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したものは単位認定する。</p> <p>(3)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における共催セミナーは皮膚科専門医委員会が個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したものは単位認定する。</p> <p>(4)上記(1)(2)の講習会を録画し、e-learning 教材として使用できる。受講証明(上映会参加等、別途考慮)したものに対して単位認定することができる。</p> <p>(5)日本皮膚科学会の総会、支部学術大会、地方会で開催する一般演題。なお、一般演題の聴講は半日(2 時間以上)につき 1 単位として認める。</p> <p>(6)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会(別表参照)における実習型の講習会は半日(1 時間以上)につき 1 単位</p>	<p>域講習に移動</p>

新	旧	備考
<p>として認める。</p> <p>2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会： 日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。1時間につき1単位。</p> <p>iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最大10単位：取得方法によっては最大20単位まで可能)</p> <p>1. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における筆頭発表者と指導を行った共同発表者(2nd authorに限る)には1単位を付与する。その証明に抄録、プログラムのコピーを提出すること。</p> <p>2. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における司会や座長には1単位を付与する。その証明に抄録、プログラムのコピーを提出すること。</p> <p>3. 皮膚科専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文の筆頭著者には2単位、共著者には1単位を付与する。</p> <p>4. 学術集会における筆頭発表者としての取得単位及び内外論文の筆頭著者としての取得単位については、最大20単位まで取得できるものとする。</p> <p>5. 皮膚科専門医委員会が指定する学術雑誌の査読を行った場合には、1単位を付与する。ただし、論文番号は明記するが、著者・所属、論文名、要旨、雑誌名、編集委員名を判読できないようにした査読の依頼状と査読結果の写しの提出か、または、Publonsによる証明を行うこと。対象とする学術雑誌は日本皮膚科学会雑誌、西日本皮膚科、Journal of Dermatology, Journal of Dermatological Scienceとする。また、同一論文の再査読は単位としては認めない。</p> <p>6. 日本皮膚科学会ガイドライン作成委員会の委員長を務めた場合、1件につき2単位を付与する。</p>	<p>として認める。</p> <p>2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会： 日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。1時間につき1単位。</p> <p>iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最大10単位：取得方法によっては最大20単位まで可能)</p> <p>1. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における筆頭発表者と指導を行った共同発表者(2nd authorに限る)には1単位を付与する。その証明に抄録、プログラムのコピーを提出すること。</p> <p>2. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における司会や座長には1単位を付与する。その証明に抄録、プログラムのコピーを提出すること。</p> <p>3. 皮膚科専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文の筆頭著者には2単位、共著者には1単位を付与する。</p> <p>4. 学術集会における筆頭発表者としての取得単位及び内外論文の筆頭著者としての取得単位については、最大20単位まで取得できるものとする。</p> <p>5. 皮膚科専門医委員会が指定する学術雑誌の査読を行った場合には、1単位を付与する。ただし、論文番号は明記するが、著者・所属、論文名、要旨、雑誌名、編集委員名を判読できないようにした査読の依頼状と査読結果の写しの提出か、または、Publonsによる証明を行うこと。対象とする学術雑誌は日本皮膚科学会雑誌、西日本皮膚科、Journal of Dermatology, Journal of Dermatological Scienceとする。また、同一論文の再査読は単位としては認めない。</p> <p>6. 日本皮膚科学会ガイドライン作成委員会の委員長を務めた場合、1件につき2単位を付与する。</p>	

新	旧	備考
<p>7. 皮膚科専門医委員会が認定するアンケート・症例数調査などへの回答を行った場合、各施設の担当者1人に1件につき2単位を付与する。施設責任者の証明が必要。</p> <p>8. 皮膚科専門医委員会が認定する臨床研究、医師主導自主臨床研究の責任者に研究1件につき2単位を付与する。ただし、研究計画書を提出すること。なお、調査あるいは研究において対象症例がない場合、単位は付与しない。</p> <p>9. 皮膚科専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務に携わった場合、1業務につき1単位を付与する。1年度につき1単位算定できるが、委員としての委嘱状のコピーを提出すること。</p> <p>10. 皮膚科専門医資格認定に関する業務に携わった場合、1業務につき1単位を付与する。</p> <p>11. 地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合、約60分で1単位（上限回数制限なし）算定できるが、講演会プログラム等コピーを提出すること。</p> <p>12. 校医を1年以上務めた場合、2単位（5年間で上限2単位）算定できるが、委嘱状のコピーを提出すること。</p> <p>13. 皮膚科学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合1年度につき2単位算定できるが、委嘱状のコピーを提出すること。</p> <p>14. 日本皮膚科学会の地方会への参加単位として1単位付与し、1年間2単位、5年間（認定期間内）で6単位まで取得できる。</p> <p>皮膚科領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にかす目的で専門医（学会専門医を含め</p>	<p>7. 皮膚科専門医委員会が認定するアンケート・症例数調査などへの回答を行った場合、各施設の担当者1人に1件につき2単位を付与する。施設責任者の証明が必要。</p> <p>8. 皮膚科専門医委員会が認定する臨床研究、医師主導自主臨床研究の責任者に研究1件につき2単位を付与する。ただし、研究計画書を提出すること。なお、調査あるいは研究において対象症例がない場合、単位は付与しない。</p> <p>9. 皮膚科専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務に携わった場合、1業務につき1単位を付与する。1年度につき1単位算定できるが、委員としての委嘱状のコピーを提出すること。</p> <p>10. 皮膚科専門医資格認定に関する業務に携わった場合、1業務につき1単位を付与する。</p> <p>11. 地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合、約60分で1単位（上限回数制限なし）算定できるが、講演会プログラム等コピーを提出すること。</p> <p>12. 校医を1年以上務めた場合、2単位（5年間で上限2単位）算定できるが、委嘱状のコピーを提出すること。</p> <p>13. 皮膚科学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合1年度につき2単位算定できるが、委嘱状のコピーを提出すること。</p> <p>14. 日本皮膚科学会の地方会への参加単位として1単位付与し、1年間2単位、5年間（認定期間内）で6単位まで取得できる。</p> <p>皮膚科領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にかす目的で専門医（学会専門医を含め</p>	

新	旧	備 考
<p>る) が 3 回更新されており、かつ 65 歳以上の場合、4 回目以降の更新から①勤務実態の自己申告を不要とし、i)～iv) の項目ごとの制限を排除した合計 40 単位を取得することで更新できる。なお、以下の 2 つを満たすことが望ましい。</p> <p>1. 5 年間（認定期間内）に、1 回以上の日本皮膚科学会総会への参加。</p> <p>2. 共通講習 3 単位の取得。</p>	<p>る) が 3 回更新されており、かつ 65 歳以上の場合、4 回目以降の更新から①勤務実態の自己申告を不要とし、i)～iv) の項目ごとの制限を排除した合計 40 単位を取得することで更新できる。なお、以下の 2 つを満たすことが望ましい。</p> <p>1. 5 年間（認定期間内）に、1 回以上の日本皮膚科学会総会への参加。</p> <p>2. 共通講習 3 単位の取得。</p>	